

## 令和 8 年度奈良県立万葉文化館チラシ等の封入・封緘業務仕様書

### 1 委託業務の名称

チラシ等の封入・封緘業務

### 2 委託業務の目的

事務負担の軽減を図るとともに、障害者の就労支援に寄与

### 3 委託業務の期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日

### 4 委託業務の内容

奈良県立万葉文化館が実施する展覧会及び講演会等のチラシ及びポスター等を関係者、関係機関に発送するための、封入・封緘等の業務。

年間の業務量（見込み）については別紙見積書のとおり。

#### （1）作業内容及び手順

- ① 業務場所は、当館の一室を提供する。
- ② 封入物（チラシ、ポスター等）、万葉文化館の封筒及び送付先のタックシール、ゴム印、セロテープは奈良県立万葉文化館が提供する。
- ③ チラシ、ポスター等を封入・封緘し、タックシールを貼付し、後納郵便のゴム印を押印する。
- ④ 作業終了後、万葉文化館に納品すること。

#### （2）作業期間

各業務の作業期間については、封入物等を渡した日から 3 日を目途に完了すること。

### 公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

#### 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

#### 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

- ア 最低賃金法第 4 条第 1 項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第 3 条に規定する最低賃金額（同法第 7 条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第 11 条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
- イ 健康保険法第 48 条の規定による被保険者（同法第 3 条第 4 項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
- ウ 厚生年金保険法第 27 条の規定による被保険者（同条に規定する 70 歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
- エ 雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者について、同法第 7 条の規定による届出を行うこと。
- オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 4 条の 2 第 1 項の規定による届出を行うこと。

#### 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。